

昭和四十七年一月五日提案

昭和四十七年一月七日決裁

主査

早坂

第一部長

長官

参事官

参事官補

次長

総務主幹

集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求があった

に標記の件について、別紙のとおりとりよせのために、これを

同委員会に提出していただく。

内閣法制局

8

御高裁を仰ぎます。

（備考）

外務省と協議済である。

内閣法制局

P.3